

R4.6.13 議会運営委員会

加藤委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
上田貢太郎委員、西内健委員、三石委員が欠席しており、代わりの委員外議員として濱口議員、田中議員、桑名議員の出席を求めている。
また、明神議長、西内隆純副議長が欠席しているので、御了承願う。
皆様御承知のとおり、正副議長を含む複数の議員に新型コロナウイルスの感染が確認された。
本日は、このことに伴い、今後の議事運営について御協議願うため、急遽お集まりいただいた。
協議事項に入る前に、自由民主党会派から発言を求められているので、これを許可したいと思う。

(桑名委員外議員、挙手)

加藤委員長 桑名議員、どうぞ。

桑名委員外議員 このたび、自由民主党会派から多数の新型コロナウイルス感染者を出した。そのことにより議事運営に支障を来したことについておわびを申し上げたいと思う。
そして、今日出てきているメンバーは、それぞれ抗原検査、PCR検査をして登庁している。よろしく願います。

加藤委員長 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 今後の議事運営について

加藤委員長 初めに、今後の議事運営についてである。
まず、事務局からこれまでの経緯について説明願う。

濱口総務課長 議員の感染について、これまでの経過を御説明する。
まず、6月10日の質問初日に自由民主党会派2名の議員の感染が確認された。翌11日には、正副議長及び2名の議員の感染が確認され、現在6名の方が自宅等で療養中となっている。療養期間は、発症の日からおおむね10日間とされているので、症状にもよるが、早い方で6月18日頃から活動が可能となるものと思われる。
保健所の聞き取りでは、議員及び職員に濃厚接触に該当する者はいないとされているが、自由民主党会派では、自主的に検査をされているとお聞きしており、本日まで全員が検査をされたと伺っている。なお、確定している6名以外に、感染の疑いがある方が4名いると会派から伺っている。会派控室や議場、共用スペース等については、換気と消毒を行っている。
説明は以上である。

加藤委員長 ただいまの事務局説明について、何か質問はないか。

米田委員 各派代表者会で、議員が感染したときにどんな対応をするかを決めて、これに基づいて努力されてきた。今の話を正式に聞いたのが今日初めてで、この対応策についてどういう対応がされたのか、そして感染拡大を防ぐためにどういう点を強化していくのかということを議論した上で、今後の議会運営をどうするかを考えていけないと思う。

もちろん誰が感染するかというのは、いろいろな場面であり得ることなので個々の感染者の責任を問うという問題では全くなくて、これ以上の感染をどう広げないか、今まだ進行中であるので。私たちが決めたこの対策が十分なのか、これが十分対応されてきたのかということも率直に言っているいろいろな疑問もあるし、違和感も感じている。県民からいろいろと、今朝もLINEが入って米田君大丈夫かと、こんな大変な注目をされている。そういう点から言うと、感染の拡大を防ぐ、県民の皆さんに大変な迷惑と心配を与えているわけであるので、しっかりと説明責任を果たして、議員の周辺には県民の方がおいでる、そういう方を含めて安心できるような対応を取る必要があるのではないかと考えている。

それで、一つ具体的な問題になるが、議会の中からも疑惑、違和感をなくすことは大事で、経過の問題で非常に納得できないことがある。例えば、10日の本会議の朝に議長から今城議員の欠席の報告があって皆さんに明らかにした。片や森田議員は、審議が終わって散会する直前に報告して、何とも言えない。どこの対応かは別にして、事務局も含めてそういう対応だった。だからあのとき皆がざわざわした。どうなっているんだという思いがあったと思う。朝報告された方と散会直前に報告された方の違いはどこにあるのか。最初の方は、抗原検査なりの検査を前日にやったのか。新聞を見たら2人ともその日の朝にやったと書かれている。なのに対応の違いができてはいけないと思う。そこは事実経過が分かる人がいれば。

(桑名委員外議員、挙手)

加藤委員長

桑名議員、どうぞ。

桑名委員外議員

本会議が始まる前に、今城議員がちょっと喉の調子がおかしいということで、市販の検査キットを持っている議員の分を借りて検査をした。そのときに陽性の反応が出たので、これはすぐに病院なりで正式に検査をしなければいけないということで議会事務局へ行き、欠席の申し出をした。そのときに、森田議員もちょっと喉がいがらっぽいということで、それなら念のために一緒に検査に行くということで行った。検査キットは1つしかなかったので、検査へ行って陰性であれば帰ってきたらいいのではないかとということで、欠席届までは出さなかった。ただ、調べてみたら夕方かなんかに確定をして、そこで初めて欠席という扱いになったのが事実である。

米田委員

先ほど申したが、代表者会で決定した対応の中には、議員がPCR検査等を受けることとなった場合、議員に症状が発生し同検査を受けることになったときという項目がある。だから、本来欠席の報告だけでなく、その旨をちゃんと議員の皆さんに知らせないといけない。たまたま同時に森田議員もなったのか分からないが、クラスターになるものがそこにあったわけである。だから、起こっている事柄を今後広がることを防ぐために議会の中で早く明らかにすることが必要ではなかったか。これは事務局に聞いていいのか。その時点で、本来は取り決めた内容の中にある一報を速やかに各代表者に報告しなさいとなっているが、それに該当しないということか。

山本局長

その件について、各議員から事務局に結果の報告をいただいていた。本会議中ということもあって、速やかに各会派の代表者にお伝えするということが抜けていた

R4.6.13 議会運営委員会

- と思う。
- 米田委員 それぞれの陽性の結果報告は何時に受けたか。
- 濱口総務課長 お昼である。
- 米田委員 2人ともお昼か。
- 山本局長 今城議員は開会前に報告をいただいていたので、欠席ということで議長から報告をさせていただいた。森田議員は、1人目の質問が終わった後の休憩中に結果の報告を受けた。
- 米田委員 事務局を責めるわけではないが、決めた中身では、速やかに報告しなさいとなっている。お昼であれば、午後3時の休憩のときにできるではないか。する必要がないと誰が決断したのか。そのことが抜かっていたというが、そこが大事である。危機管理は時間を争う。誰が決めたのか、自由民主党以外には知らせないというのは。
- 山本局長 報告をしないという判断をしたわけではなく、本会議中ということもあり決められたとおり速やかに報告するというのが抜かっていたもので、そこは申し訳ありませんでした。
- 米田委員 抜かっているということではなく、これは全体の問題であるので全体で決めた。抜かっているというレベルの話ではなく、報告しないと決めたとかではなく…。
- 西森委員 これは事務局から各会派への報告という形なのか。それとも感染した議員の会派からの報告なのか。私どものところには、10日のお昼休みに自由民主党から報告を受けていた。
- 山本局長 失礼した。先ほど報告が抜かっていたという話をしたが、お昼休みに各会派の代表者に事務局から一報を入れさせていただいている。
- 米田委員 塚地代表に今日も確認をしたが、事務局から報告は入っていない。報告があったのは、4名の発生のときが初めてだ。違うのか。勘違いか。
- 濱口総務課長 各代表には、お昼休みに報告に行った。
- 米田委員 今日もその話をした。4名のときは報告があったが10日るときはない。だから最後までなぜ休んでいるのかと、森田議員はどうしたんでしょうねと会派の中で話していたわけである。事実関係はまた確認させてもらうが、今の西森委員の話を聞くと自由民主党から話があったと。そのほかは議会事務局から話があったのか。あと、西森委員には悪いが、この文章は議会事務局から各代表者に報告をすると決めた事柄である。
- 加藤委員長 それでは、事実確認をして後日報告をしていただくということでよいか。

R4.6.13 議会運営委員会

- 米田委員 さらに4人の感染の疑いがあるということだが、結局11日の地元新聞に、同会派の2人は朝検査をしてと書いてあるが、2人の感染に関連はないと見られるということで、皆大丈夫かなと思ったわけだ。さらに、ほかの議員には濃厚接触者はいないということで、これで収まるかと思った途端に、翌日4人増えた。まだ増える可能性があるということだ。これはマスコミが書いたことだが、そんな曖昧な、マスコミが反映されるような対応は駄目だ。だから事実をきちんと報告して、事の経過も報告してというふうに思う。今事務局が言ったが、陽性になったときは単なる一報だけではなくて、事実経過を報告しなさいとなっている。いつどこでどんな事象で起こったかということも書いてある。そういう報告はされていないだろう。
- (桑名委員外議員、挙手)
- 加藤委員長 桑名議員、どうぞ。
- 桑名委員外議員 この濃厚接触者がいないというのは、多分このときは2人出て規定によると発症から前2日の行動経過を見て、その中でマスクを外して15分以上とか、会食したというのがなければ濃厚接触者に当たらないということで、そういう報道になったと思う。これは、規定にのっとって事務局は2人から聴取をしたと思う。ただ、こうやって多くなってきたということは、どこかで何か接触があったと。例えば、我々もあの狭い中でお茶を飲むときもあるし、食事をするのでそんなときに感染をしていくということはあると思うが、その時点で我々が何かを隠すとかではない。濃厚接触者という定義に合わせて濃厚接触者はいなかったということで事務局も県も判断したのだと思う。
- 山本局長 今、事務局が陽性者からの聞き取りで濃厚接触者はいないと判断されたのではないかというお話があったが、判断されたのは保健所が陽性者からの聞き取りをもとにしているので、事務局はその情報をお聞きしただけである。判断したわけではない。
- 米田委員 これまで、感染が一時期急拡大する中で濃厚接触者とみなすというのが導入された。今は一定落ち着いている中で保健所に介入してもらえると面もある。ただ、率直に言って、今言われたが濃厚接触者ではない、しかし心配で調べたわけだ。そうしたら自由民主党会派の半分は陽性になったのだから、県民がこれを見てものすごい不信や不安を持っている。自由民主党県議会のクラスターという認定をされたわけで、控室でそんなに簡単になるかなと。ランチよりもディナーという知事の働きかけもあって、一定大規模な懇親会の中でという理解を県民もしている。どこで飲んだらうかねという話になっている。そこら辺は、決めた対応策にあるようにどういう行動状況の中でどうやって感染が広がったかということも、事実を見ないとこれからの参考にならない。そこら辺は明らかにすべきでないかと思う。控室で感染が広がったという判断か。
- 加藤委員長 それは、事務局に対する質問か。
- 米田委員 事務局に。まあ分からないというのはあると思うが、初日に森田議員が調べたというのは同じ場所にいたからという思いもあったと普通は思う。

R4.6.13 議会運営委員会

(桑名委員外議員、挙手)

加藤委員長

桑名議員、どうぞ。

桑名委員外議員

私も横にいたが、森田議員はちょっと喉が痛くてというのがあって、病院にも行って大丈夫だったということもあったが、念のためにということで、それはちょっと自分の中で症状があったということだ。一緒にいたからということではないと思う。

山本局長

先ほど来、議員が新型コロナウイルスに感染した場合の対応についての規定の話が出ていますので、構わなければ今からお配りさせていただいてよいか。

加藤委員長

それでは、参考資料の配付を願う。

(事務局、資料を配付)

加藤委員長

ここでは、事務局の説明に対する質疑ということで、委員同士の議論は少し控えていただきたいので御了承願う。

米田委員

桑名委員外議員が最初に説明してくれたので、お聞きした。この取組そのものは、議長も含めて各会派の代表者が集まって決定した。2ページの4番、やっぱり各派代表者会を開いて報告をしてどうするかということを検討するというのが第一義的である。一番下に議会の運営について必要があれば、議会運営委員会を開催するとなっている。そのことからしたときに、昨日4人が検査を受けたときに塚地代表は、代表者会やりませんか、そしたらやりませんという事務局からの返事で、申し訳ないがそういう決断、手続をするほうがよかったのではないかと考えている。そこは事務局に、どうしてそれをやらずに…。

大石委員

それは議長の差配で…。

米田委員

それならそれでそう言ってくれたら。聞かないと分からない。

山本局長

今おっしゃられたように、必要があれば議長が判断したときには代表者会を開く。それから、議事運営等については議会運営委員会を。今回は、議長、副議長も陽性になったということもあって局内でも代表者会を開いてという話もしたが、各代表にはその都度総務課長から感染状況を御報告させていただいていたので、まずは議事運営について懸念があったので議会運営委員会を開かせていただいた。

米田委員

考え方の違いかもしれないが、ここに書いてあるようにそのことも含めて、議会の対応について協議等を行う必要があると議長が判断したときは、代表者会を開くとなっている。本人が休養しないといけないとなったときに、大事な問題なので代表者会で議論するという指示は出せるはずだ。最終的には、議長がそういう判断をしなかったということか。

R4.6.13 議会運営委員会

- 山本局長 議長が判断をしなかったということよりも、代表者会についてはまず局内で話をして、急いで代表者会をとということにはならなかったので、議長に御相談をさせていただいていない。まずは本会議の運営のことがあったので、議会運営委員会をとという思いがあり、代表者会まで思いが至らなかったというのがある。
- 米田委員 議長がいない中で大変だったと思うし、これは事務局に大きな荷を背負わせた内容になっているが、だからこそ事務局の役割は非常に重要で、議長は元気なのでよく協議をしながら一単に本会議が開かれたらいいという時点ではない。県民全体から高知県議会はどうしているんだという目で見られているときなので、代表者会で議論するというを引き続き検討していただきたいと思う。
最後に、感染事案の状況によって必要に応じて議長または事務局から記者会見等を行うとある。これも皆で協議して決めた大事なことだ。県民の皆さんも疑心暗鬼、信用を回復するためにも今議会でこういうことが起こって、こういうことをしているということで信頼関係を回復しないといけない。仮議長ができるかよく分からないが、それも含めてこれに代わる何らかの対応を積極的にやるべきだというのが会派の意見である。ぜひ検討してもらおうということで、これは局長に言ったらいいか。しかるべき協議をしながら検討したらどうかと思う。
- 大石委員 今米田委員からいろいろとお話があったが、あくまでも我々が県民に対して責任があるのは、提出された予算案を速やかに審議をして採決を行うということだ。議会の運営部分について、今日は議論を進めていきたいと思う。会派間の話もあったが、通常一般社会と比べて議会はより厳しいルールでやってはいるが、今回自由民主党会派の皆さんもより厳しいルールでやっている。通常であれば検査は必要ないと一般社会ではなっている中でも全員検査をした。それはそれで、信頼を損なっていると私は思わないが、そこは見解の違いかもしれない。
ここはあくまで議会運営委員会なので、6月定例会は特に会期が短い中でどういうふうに速やかに議事運営を進めていくかということに委員長も議論を戻していただけたらと思うので、よろしく願います。
- 加藤委員長 ほかにあるか。
- 田所副委員長 先ほど大石委員からお話があったが、我が会派でも米田委員がされたお話と同意見が出ていた。今回の対応はどうだったか――自由民主党会派も真摯にできる限りのことを考えて対応されたと思うし、それはもう重々分かっているところであるが、先ほどの事実確認をというところは、本当にこのルールでよかったのかをしっかりと振り返って考えていただきたいと思う。事実として、県民から不安の声、心配の声と併せて疑念の声が我々の会派の議員にも寄せられている。我々が知らない情報が先に入ってきたりということも起きていると聞いている。県民に安心してもらえよう、自由民主党だけでなく議会全体が向き合わなければいけない課題だと思うので、そこはしっかりと考えていかなければならないし、情報発信に努めていかなければならないという意見が会派で出たので、お伝えをしておく。
- 大石委員 そういう御意見もよく分かるが、それはあくまで代表者会で話したらいいと思う。それから今日幾つかお話があったが、事務局の皆さんに対していろいろなことを責任があるように発言されるのはそもそも天に唾するような話で、特に代表者会の運

R4.6.13 議会運営委員会

営は我々議会、議員が責任を持って行うべき話である。最終決定権は我々議員にあるわけなので、そこは一旦整理をしたほうがよいのではないかと思います。必要とあらば今後代表者会をするということについては、当然私どもの会派も賛成である。

米田委員

議長、各会派の代表者で決めたことに基づいて、議員や会派の責任、事務局の責任、やるべきことを決めている。あえて事務局のことばかりを言っているのではなく、それぞれの責任分野をどう果たすか。そして足りなければ、ほかにも呼びかけもして代表者会をやるのが一番ベターではないかという意見も酌んで、今まだ進行しているから、この問題は、引き続き、よりよい道と方向を選択してもらいたいと思う。

それと、大石委員が言われるように補正予算も含めて遅滞したらーそれを決めるべしで私たちも参加しているので、この議論をやっているからとそんなことを言われる筋合いもないので、そこはちゃんと認めてもらわないと。あたかも対立するかのような、そういう捉え方はしていないので。それはそれでやっていくわけなので。

(桑名委員外議員、挙手)

加藤委員長

桑名議員、どうぞ。

桑名委員外議員

今のやりとりは、これまでは米田委員に聞かれたことだけだったが、自由民主党がどのように対応したかということも少しお話をさせていただきたい。

2人が陽性になった後に議員総会を行い、強制ではないが不安もあるのでそれぞれが責任を持って、PCR検査または抗原検査をしてくださいということでやった。金曜日に行った中で3名の方が無症状であったが陽性になったということで、それぞれが検査を受けている。私も金曜日に受けたが、今日来るためには有効期限が切れるので昨日受けて来たし、今日受けて登庁している方もいる。そのところは、感染が拡大しないように検査体制を取っている。無症状の人たちも皆受けたので、陽性になっていったというのが事実である。

それともう一つは、聞き取りは発症から2日前ということなので、その部分しか保健所には話していないと思うが、事実として日曜日に自由民主党会派で会合をしている。ただ、そこは感染症対策を取ってやっているし、今は制限とかはないが、2時間以内に会食は終わっている。ただ、日曜日なので、金曜日の発症からそこまで引っ張ってあと1週間過ぎても出てきているというのは、そこは我々は感染源ではないのではないかと考えている。そのところは、あえて言うこともないとは思いますが、事実として報告はさせていただきたい。これまでのてんまつである。

加藤委員長

それでは、ほかに質問はないようなので、続いて、今後の議事運営に関して想定される影響等について、事務局、説明願う。

吉岡議事課長

感染者増による今定例会への影響である。

御存じのとおり、本会議が成立するためには、法律により条例定数の半数以上の出席が必要となる。本県議会では19名以上の出席が必要となる。感染者が現在確認されている範囲で収まれば、明日、あさつての本会議については開催可能な状況である。なお、議長、副議長がともに職務を執れない状況となっているので、本会議

R4.6.13 議会運営委員会

を進めるために法律に基づいて、まず仮議長を選出する必要がある。

委員会についても、条例により定数の半数以上が必要であるが、現在危機管理文化厚生委員会が定足数を割っており、このままでは開催できない状況となっている。しかし、会期内に現在感染されている議員が復帰できることが想定されているので、日程変更により会期内に審査を終わらすことは可能と考える。このため、今後改めて委員会審査の日程について御協議いただければと思う。

6月22日までの会期中において休会日や委員会日程などの変更を行っても議案の審議が終わらない場合、現在提出されている議案は全て審議未了として廃案になってしまう。その場合は、会期を延長して審議期間を改めて確保する必要が出てくる。なお、会期を延長する場合は、6月22日までに本会議を開催し、延長を決定する必要がある。

以上である。

加藤委員長

ただいまの事務局説明について、何か質問はないか。

大石委員

一応確認だが、地方自治法上の制限があるのは本会議の採決で、委員会の開催は条例か。

吉岡議事課長

定足数は、委員会は委員会条例である。

大石委員

頭の体操みたいな話になるが、本会議は開けるということで、今の状況では会期中でなんとかいけそうということだ。これは症状次第であるし、例えば今後の本会議で急を要する場合には、委員会条例を改正するあるいは議論の途中だが、遠隔での参加を出席とみなすような条例改正を行いたいとも思った場合、これは可決から施行までの間があるかと思うが、技術的、法的には可能かお伺いしたい。

吉岡議事課長

委員会の定足数は、委員会条例であるので改正は可能と考えるが、本会議は法令で半数となっているので、そことの整合性をどう考えるかという意見があると考え。また、委員会条例を改正して施行までの間だが、公布日は即日公布も可能なのですぐに施行ということも可能と考える。オンライン委員会についても委員会条例の改正が必要であるが、設備が本県議会にないので委員会条例を改正しても実施は困難かと思われる。

大石委員

条例改正は可能であるし、即日公布も可能ではあると。ただ設備が整っていないという整理でよいか。

吉岡議事課長

オンライン委員会について申し上げますと、設備はないのですぐには不可能ということになる。

大石委員

条例上、設備まで指定するわけではないし、民間の設備を借りたり県はいろいろと設備があるので、それを借りるなどの工夫でいける可能性があるということか。

吉岡議事課長

委員会条例上、設備は議会で用意しなければならないというような縛りはないので、準備ができれば可能かと考える。

R4.6.13 議会運営委員会

- 西森委員 関連で教えていただければと思う。本会議の場合は、過半数以上の出席でもって開会できる。委員会に関しては、条例で過半数以上ということが決められている。例えば、今10名の感染が疑われているわけだが、これで過半数を切る委員会があるか。危機管理文化厚生委員会は切るわけか。
- 加藤委員長 委員会については、次回の議会運営委員会でお諮りするようにと考えているが。
- 西森委員 ちょっとそれで教えてもらいたい。もし危機管理文化厚生委員会が開催できず審議もできずに採決までいけなかった場合、その委員会に付託を受けた部分だけが廃案になるということか。
- 吉岡議事課長 審議未了の場合、その議案のみが廃案になる。ほかの議案については、採決が行えるが、審議未了だけそのまま残ってしまう状態である。
- 西森委員 分かった。そうすると委員会が付託を受ける議案については廃案ということになると。
- 大石委員 今後また議論があるかと思うが、一応先ほどの確認である、西森委員が言ったように地方自治法の縛りだけでも本会議はできて、委員会に関しては現状では半数に足りてないから開催できない見込みが強いが、例えば明日以降の本会議で条例改正ができれば開催可能な場合もあるということか。
- 吉岡議事課長 条例改正を行えば可能と考えるが、先ほど申したように本会議は半数、委員会は半数未満でも開催できるという、その整合性をどう考えるかというところがあると思う。それから、補足の説明だが委員会付託を行わず本会議で審議するという手もある。ただ、これは今までに例がない。運用面で非常に厳しいかとは思っている。
- 大石委員 確認だが、危機管理文化厚生委員会が開けない可能性があるときに、議長が付託する予定の議案を他の委員会に振り分けるというのは技術的に可能か。
- 吉岡議事課長 常任委員会は、それぞれに所管事項が決まっているのでそれは無理かと考える。
- 加藤委員長 それでは、まず本会議についてであるが、現状においては本会議の開催は可能ということであるので、明日以降の本会議は予定どおり開催するというところで、御異議ないか。
- (異議なし)
- 加藤委員長 それでは、さよう決する。
次に、常任委員会については、次回以降の議運で御協議いただくこととしたいので、御了承願う。
- (了 承)
- 加藤委員長 なお、今後の状況の変化によっては、議事運営について臨機応変な対応が必要と

R4. 6. 13 議会運営委員会

なる場合も考えられる。

私、委員長としては、今後も状況に応じて議運を開催し、協議していきたいと考えるので、御了承願う。

(了 承)

加藤委員長

次に、明日6月14日以降の議事運営についてである。
このことについて、事務局、説明願う。

吉岡議事課長

明日の本会議を開催するに当たっての議事手続について御説明させていただく。
先ほど申し上げたが、議長、副議長が職務を執れない状況のため、地方自治法第106条第2項に基づき、議長の職務を行う仮議長を選出する必要がある。この仮議長の選出方法については、改選期の議長選出時と同様に地方自治法第107条に基づき、年長議員が臨時に議長の職務を行う。つまり、年長議員による臨時議長の下で仮議長選挙を行い、仮議長が決定し、仮議長の下で議事を行っていくことになる。選挙の方法については、地方自治法第118条により議員に異議がなければ投票でなく、指名推選でも行えることとなっている。なお、仮議長は本日限りといった期間を定めなければ会議のたびに選出する必要はないが、一度に複数名決定することはできない。仮議長が職務を行えなくなった場合は、その都度仮議長を選出する必要がある。また、正副議長のいずれかが職務に復帰したときと当該会期が終了したときはその地位は消滅するとされている。
以上である。

加藤委員長

それでは、ただいまの事務局説明のとおり、議長及び副議長がともに不在となる期間については、地方自治法第106条第2項の規定により仮議長を選出し、仮議長が議長の職務を行うということで、御了承願う。

(了 承)

加藤委員長

なお、仮議長は議長と同様に議運へも出席いただくことで、御了承願う。

(了 承)

加藤委員長

次に、仮議長選出の議事手続についてである。
明日6月14日の本会議の冒頭で仮議長を選出することとし、それまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員である依光美代子議員が臨時議長となるので、御了承願う。

(了 承)

加藤委員長

次に、仮議長の選挙についてである。
選挙の方法については、いかがでしょうか。

横山委員

臨時議長の指名推選でお願いしたい。

R4. 6. 13 議会運営委員会

- 加藤委員長 それでは、仮議長の選挙は臨時議長の指名推選によることで、御異議ないか。
- (異議なし)
- 加藤委員長 それでは、さよう決する。
今後の議事運営については、以上である。
ここで、明日6月14日の議事日程表をお手元にお配りする。
- (事務局、議事日程表を配付)
- 加藤委員長 それでは、事務局から御説明する。
- 吉岡議事課長 ただいま御決定いただいた事項を踏まえて、明日の本会議の議事の流れを御説明させていただきます。議事日程の第3号の1は臨時議長の日程である。10時に臨時議長の下開会し、直ちに仮議長選挙を行う。選挙は臨時議長の指名推選で行う。仮議長が決定したら、就任の挨拶をいただく。その後、仮議長が議長席に着席され、仮議長の議事日程第3号の2に入っている。通常どおり、諸般の報告を行い、日程第1の質疑と日程第2、一般質問を併せて、順次3人行っていく。なお、仮議長はお一人なので、3人通して進行していただくことになると思う。
- 以上である。
- 加藤委員長 この順序で議事運営が行われるので、御了承願う。
- 2. その他**
- 加藤委員長 次に、その他で何かないか。
- (なし)
- 加藤委員長 それでは、協議事項は以上である。
今回の議運は、特別の事情がなければ、6月15日水曜日午前9時から開催することとする。協議事項は、議案の付託等である。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。